山ＬＰ協第　６　号
令和５年　４月　６日

会　員　各　位

（一社）山口県ＬＰガス協会
会長　床　西　　悟（印略）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び
関係政省令の運用及び解釈の基準について等の一部を改正する
規程等の改正について（お知らせ）

平素から、当協会の事業に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、全国ＬＰガス協会から別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

この改正は、令和５年１月 26 日付け山ＬＰ協第 130 号においてお知らせしました液石法における都道府県知事の事務・権限を指定都市の長に移譲する政令および省令が改正されたことを受け、標記規程等が整備されたものであり、山口県内には指定都市はなく、直接の該当はありません。

一般社団法人山口県ＬＰガス協会事務局
TEL.083-925-6361/FAX.083-923-8366
e-mail：info@y-lpgas.jp

全Ｌ協保安・業務Ｇ５第２号
令和５年４月５日

正　会　員　　各 位

（一社）全国ＬＰガス協会

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について等の一部を改正する規程等の改正について　　（お知らせ）

標記につきましては、令和５年２月２０日付け全Ｌ協保安・業務Ｇ４第２００号において、経産省より意見募集されたことについてお知らせしたところです。

この度、この意見募集を踏まえ、令和５年３月３１日に公布され、同年４月１日施行となりましたのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようよろしくお願いいたします。

主な改正概要

「販売事業者の登録番号および保安機関の認定番号（以下、番号）」について、新たに指定都市の番号が示された。

なお、施行より前に受けた番号については指定都市の判断により使用することができる。

また、立入検査、特定消費設備に係る事故届等及び山小屋等に係る特則承認に関する審査について、規定の中に指定都市が追加され、指定都市に移譲された。

【経済産業省ホームページ掲載ＵＲＬ】

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2023/03/20230331-01.html

【意見募集結果掲載ＵＲＬ】

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=595123012&Mode=1

以　上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ　瀬谷、橋本